慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	租税犠牲説と功利主義哲学 : 租税理論研究の一節
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.3 (1930. 3) ,p.427(133)- 481(187)
JaLC DOI	10.14991/001.19300301-0133
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300301-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

あらうか。

Pitt が Bank Restriction Act の制定を以て恰も彼が黄金の山を發見した様なものだと高言したと云ふのは恐らく當時の事ではなからうか。（Francis-op. cit., p. 253. Lawson op. cit., pp. 537-538）

併し乍ら新らしい世紀は幾久しく農饒と繁榮とを彼等の上に齎したであらうか（註）

（註）全般に渡つて堀江博士著「英國現代の經濟」第六章及び春日井薫氏著「貨幣金融及物價」の史的研究」第三章二―四を參照す

租税犧牲説と功利主義哲學

――租税理論研究の一節――

永田清

財政學上、租税の理念並に課税の原理が奈邊に求めらるべきかは、未だ根本的に解決せられざる難問題の一つであらう。本稿はこれに關する研究の一部として課税原理と功利主義哲學との交渉を論じたものである。筆者は必ずしも、課税の基礎として功利主義哲學を要求するものではない。課税の原理に、客觀的規準としての倫理概念をもち來ることの正否は、續稿「厚生經濟學者の租税理論」及び「價値論としての租税論」を論じて後解決せらるべき問題である。猶ほ、本稿執筆に當つて、高木教授より種々有益なる助言を得た。深謝の意を表する次第である。

一　序論

社會生活を基礎とする經濟統治體の箇別的經濟活動は、必然的に租税の强制的徴收を要求する。斯る租税徴收の學理的根據に關しては、古來多くの説明が試みられた。其の主要なるものに利益説能力説犧牲説等がある。利益説は交換説國家勤勞費説と同一範疇に屬するものであつて、等しく個

人主義的國家觀を基礎とし、租稅を以て個人の經濟的活動に對する國家保護の報酬と做すものである。既に强制的統治體を以て歷史的有機的に發展し來りしものとなすならば、人類の共同生活の爲めに統制的に徵收せらるゝ租稅は、報償の概念より變じて義務の觀念となる。斯る義務の觀念としての租稅負擔の配分は、普遍並に平等の原則に從つて納稅力を標準とすべきである。これが即ち歷史的有機體說、義務說の別稱ある租稅能力說の基本原理であつて、歷史的有機的國家觀を基礎とするの特質を有するものである。既に有機的國家の成立を主張する以上は、個人が國家より直接的利益を享得すると否とを問はず、租稅の納付を必要とする。即ち租稅は國民の認容する一方的犧牲である。而して納稅力の概念は、本來の生產觀念のみならず、消費の諸條件をも包攝する。即ち能力は啻に生產力若しくは生產物量に在るのみならず、それ等を以て一切の欲望を充足する力をも意味するものである。換言すれば、能力は主觀的要素によつて制限せられる。從てて負擔、犧牲の觀念が導入せられ、壓迫、犧牲の均等が、課稅原理に於ける基本的考察となる。この故に租稅納付力は其の喪失が各人に對して等しき犧牲を課するが如き收益の比率によつて測定せられるのである。斯くの如くして、犧牲の概念に由り更生したる能力說は新しき科學的展開の出發點となつた。ラウの如きは、以上の二觀念を以て事實上同一義と做し（註一）、又近代の著作者は、平等犧牲の光りを通じてのみ事實上能力概念の把握し得られる所以を說いて、この二個の觀念を結合せんと試みたのである（註二）。

註一　Rau, Grundsätze der Finanzwissenschaft 5 Aufl. § 250

註二　Edwin Seligman, Progressive Taxation in Theory and Practice. pp. 130-131. 參照

租稅犧牲說中、上述の如く單なる犧牲の平等を以て課稅の原理となすものは、屢〻ジョン・ステュアト・ミルの名によつて呼ばれる平等犧牲說である（註三）。ミルに從へば、「課稅の平等は犧牲の平等を意味する」と（註四）。

註三　ミルは屢々平等犧牲說の創唱者と目せられて居る。けれども、事實上然らざることはセリグマンの指摘する通りである（Seligman' op. cit., p. 154）

註四　J. S. Mill. Principles of Political Economy, edited by W. J. Ashley new impression p. 804.

この單純不明瞭なる平等犧牲說は（註五）、限界效用說の世界的承認と功利主義哲學の再興とによつて所謂科學的に基礎づけられた。平等犧牲說それ自體を以てしては、未だ比例稅にせよ、累進或は累退稅にせよ、その確定的なる比率に到達し得ないのである（註六）。

註五　Edgeworth, Papers relating to Political Economy vol. II. p. 117.

註六　Seligman, op. cit., p. 145.

犧牲は心理的事象なるを以て、其の科學的解明は效用理論の研究に俟たなければならぬ。ザックア、ウイザア、コーエン・ステュアアト、ロバアト・マイヤアの如きは、個人の主觀的犧牲の平等を效用遞減の程度如何に求めた。殊にザックスは課稅の問題を一切の倫理的考察より遊離し、課稅の標準を專ら純經濟的基礎の上に說いた（註七）。彼れに從へば、一切の人間欲望は分れて個別的及び集合的欲望の二となる。各人は個別的欲望を有するのみならず、他人との政治的關係より生ずる集合

的欲望をも有するものである、財政學の研究對象はこの集合的欲望であつて、獨り國家のみが斯る欲望を充足し得る。而して各人は國家が斯る目的を達するやうに國家を支持しなければならぬ。これが課稅の基礎である。課稅の標準は、彼れによれば、各人より徵收する財貨の限界效用に依存すべきである。換言すれば、課稅の負擔は、徵收せられる財貨の限界效用が等しくなるときに平等となる。これを彼れは等價の經濟的原理と稱した。斯くしてザックスに於ては、犧牲の平等に非ずして徵收せられる價値の平等が課稅の純然たる經濟的基礎となつて居る（註八）。即ち、課稅原理としての倫理觀念は全然拒否せられ、而して租稅現象は純然たる價値現象として論究せられたのである。

註七　E. Sax, Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft S. 525.

註八　E. Seligman, op. cit., pp. 145-147. 參照

斯る價値理論への發展と相並んで、平等犧牲說は功利主義哲學と結合し、而して最小犧牲說へ展開した。最小犧牲說の代表者と目せらるべき者はカアヴァアとエッヂヲアスである。共に倫理學上の功利學說を以て課稅の最高原理と做して居る。課稅によつて得られる總純效用が極大なるべき條件は、結局總非效用が極少なるべき條件に歸著する（註九）。即ち各人に於ける最少犧牲は客觀的見地においてベンサム主義に一致すると謂ふのである。

註九　Edgeworth, op. cit., p. 103.

課稅の原理として、例へば功利主義哲學と謂ふが如き倫理上の原則を藉り來ることが、租稅配分の科學的基礎付けとして果して是認さるべきであらうか。この問題は、一に課稅に關する限りに於いて財政學が規範科學であるか實證科學であるかに懸つて居る。これと同時に、カアヴァ、エッヂヲアスに於ける功利學說が、如何なる意義において租稅の標準と連繫して居るかに依存する。この解決は、功利主義と課稅概念の學說史的發展とを辿ることによつて、一層明瞭に與へられるであらう。

二　功利主義哲學概觀

十八世紀後半を通じての英吉利思想潮流に於ける一結果を代表するものは英國功利主義者である（註一〇）。而してこの功利主義哲學がベンサムの名と離して論ぜられざる所以は、彼によつて創めてこの哲學が單なる倫理上の原則たる以外に法律的標準の客觀性を把握したからである。其の抽象的學說が綱領となつて實際政治上の運動を促した一點に於ては、ベンサムに比肩すべきものがない。この意味に於いて彼は思想史上獨特の地位を占めるものである（註一一）。

註一〇　Leslie Stephen, The English Utilitarians vol. I. p. 12.

註一一　Leslie Stephen, Ibid., p. 235.

「最大多數の最大幸福」なる原則は決して始めて彼れの唱出したものではない。苟も倫理問題の始めて論議せられて以來常に相對峙し來つた二つの學說中、當時に於て優勢であつた一方を彼れが擇んだと謂ふに過ぎぬ（註一二）。當時の倫理思想はその本質に於いて功利論であつた。既にハッチェソンは正邪の標準が最大多數の最大幸福に在るを說き、ヒュームも人性論に於いて其の倫理體系の基礎を功利に置いた。ベンサムはヒュームの人性論第三卷を讀んだときのことを回想して斯う謂つて居る。「この書中此の問題に觸れる部分を讀むや否や、私は眼から鱗片が落ちたやうに感じた。この時始め

て私は人間に於ける働因を道德の働因と呼ぶことを知つたのである。……一切道德の基礎の功利に在ることが、こゝに極めて明確に立證されて居る」と（註一三）。

註一二　Leslie Stephen, op. cit., p. 235.

註一三　W. R. Sorley, A Histolry of English Philosophy p. 219.

この外、ベンサムに直接影響を及ぼしたものに、エルヴェシウス、ブリイストリイがある（註一四）。ベンサム自ら少時大いにブリイストリイの著作に傾倒したことを謂ひ、或るところでは「最大多數の最大幸福」なる成句を既に彼れの小冊子中に發見したと記して居る（註一五）。

註一四　Leslie Stephen, op. cit., p. 236 及び Sorley, op. 220.

註一五　ソオリイに從へば、これはベンサムの記憶違ひであつて、この成句はブリイストリイによつて使用されたとは思はれないと謂つて居る。屢々指摘せらるゝ通り、その起源は伊太利の法學者ベッカリーアに遡らなければならぬ。Sorley, op. cit., p. 220. 參照

然らば何故にベンサムの說が天啓の如き力と新鮮味とを以て彼の學徒に迫つたか。レズリイ・スティブンに從へば、それは一に彼れが一教理を建設せずして一方法を確立し、單に一般原因として彼れに傳へられたる其の學理が彼れの手に於いて直接利害關係ある問題に適用せられ、最も多大の效果を擧げる有效なる用具となつたからである（註一六）。

註一六　Leslie Stephen, op. cit., p. 236.

ソオリイの指摘するところに從へば、ベンサムは個人行爲上の標準としてではなく、立法並に行政上の標準として、即ち倫理上の原則よりも政治上の原則として「最大幸福の原理」即ち「功利の原理に到達したのであつた。既にロックの時以來、各個人の行動は通常彼れ自身の快樂苦痛に依つて決定せらるゝものと解釋せられて居たことを顧れば、右の點は注目に値する。この解釋は、全員の最大幸福を各人の目的となす倫理說と調和せしむることが困難である。併し斯くの如き困難は觀察點を個人より國家に移す場合には起らない。この場合、各人は自己の最大幸福を念として居るから、社會の目的はまた最大多數の最大多數の最大幸福であるとの論になるのである。斯くの如くして、「最大多數の最大幸福」が承認さるれば、之を單に一個の政治的原則ではなく、また嚴格なる意味に於ける一個の倫理的原則として採用することが――論理的ではないけれども――容易となるのである（註一七）。

註一七　Sorley, op. cit., p. 221.

ベンサムの學說の心理上倫理上の原理は最も明確に彼れの「道德並に立法原理緒論」に就て之を窺ふことが出來る（註一八）。彼は該書の冒頭に於いて次の如く語つて居る。

「自然は人類を苦痛及び快樂といふ二君主の支配下に置いた。吾々が當さに何をなすべきかを指示し、並に吾々が何をなすであらうかを決定するものは獨り此の二者のみである。一方に於ては正邪の標準、他方に於いては因果の連鎖、この二つは共に彼れ等の玉座に結び附けられる。吾々の爲すこと、言ふこと、思ふことに於いて、總べて彼れ等は吾々を支配する。此の服從より脫却せんとして爲し得る吾々の努力は、盡くそれを立證し且つ堅固にするの用を爲すに止まるであらう。言葉の上に於いては、人は彼れ等の支配を脫することを揚言し得るであらうけれども、事實に於いては、

彼れは終始依然としてその臣屬たることを踰えぬであらう。功利の原理は此の服從を承認し、且つこれを彼れの體系の基礎として取る。其の目的は幸福の殿堂を理性と法則との手に依つて建設することに在る。これを疑はんとする諸體系は感覺の代りに音聲を、理性の代りに幻想を、光明の代りに闇黑を取り扱ふものである」と（註一九）。

註一八　Sorley, op. cit., pp. 221-222.

註一九　J. Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation. Works. I. published by John Bowring. chap. I. p. 1.

これ等の言辭は單純なるベンサム哲學の精髓を示して居る（註二〇）。彼れは功利の原理に關して續いて謂ふ。

「功利の原理は本書の基礎である。故に功利原理の意義を明確に考察するのが適當であらう。功利の原理とは如何なる行爲でもその行爲の影響を蒙る人々の幸福を增減する傾向、換言すれば、其の幸福を增長するか、或はこれに反對するかに從つて、其の行爲を肯定し又はこれを否定せんとする原理を意味する。私はこゝに如何なる行爲に就てもと謂ふ。故に、其は啻に私人の個々の凡ての行爲に就てのみならず、國家の政策をも包含する」と（註二〇）。

註二〇　J. Bentham, op cit, chap. I. § III. p. 1.

然らば、功利とは何であるか。曰く「功利とは、關係者に對し、恩惠、便益、快樂、善即ち幸福を生じ、又損害苦痛害惡即ち不幸を妨げるが如き事物の性質を意味する。この場合、關係者が一般社會であるならば、社會の幸福が問題であり、若し特定の一個人なるときは、その個人の幸福が問題である」と（註二一）。

註二一　Bentham, op. cit., § 3. pp. 1-2

故にベンサムに於いて、ある行爲が功利の原理に適合すると謂ひ得る場合は、社會の幸福を增進せんとするその行爲の傾向が、其を減少せんとする傾向よりも大なる場合である（註二二）。而して、功利の原則に一致する行爲に就ては、常にその爲すべきを說くことが出來る。少くとも爲す可らざるものに非らずと謂ひ得る。又……其は正しい行爲であり、少くとも不正なる行爲ではないとも謂へる。斯くの如く解して始めて、當爲、正邪其の他これに類似する語は意義ありといふべく、然からざれば、無意義となるのである（註二三）。

註二二　Bentham, op. cit., § 6. p. 2.

註二三　Bentham, op. cit., § 10. p. 2.

即ち正義と不當とは幸福を進めるか否かに依つて岐れる。ベンサムに從へば、幸福の何たるかは誰れも知つて居る。總べての人は快樂、苦痛の何たるかを知つて居るからである。然るに正義とは何か。其は當さに最大の幸福を生ずべきものである。正義は手段であつて目的ではない。幸福に關する總べてのものを除け、然らば正義は意義なき空語とならう。然るに幸福は本質的、獨立的意義を有するものであつて、正義の意味はこれにより演繹せられ得るのである。この故に、幸福は論理上正義に先行する（註二四）。

註二四　Leslie Stephen, op. cit., p. 238. 參照

今、吾々は道德のみならず立法に關するベンサム學說の適用を考察することが重要である。而して事實上、ベンサムの主要なる目的は立法の改革にその原理を適用することであつた。この故に彼れは「功利の原理」に代置するに「最大多數の最大幸福」なる成句を以てした(註二五)。彼れは主として社會の善若しくは福利を考察し、個人のそれのみを考慮しない。彼れに從へば、政策及び立法は其の結果によつて檢覈される。而してこれ等は、其の生ずる結果を通して確立或ひは撤廢せねばならぬ(註二六)。

註二五　ベンサムは功利的と謂ふ言葉を既に一七八一年から用ひて、其の信條に對する唯一の名稱であると主張して居つたが後に至つて「最大幸福の原理」なる語句を以て優れりとするに至つた。其の理由は、功利なる語は「幸福」の如く快樂苦痛の觀念に適合せず、其の關係利害の數を考慮せしめぬと謂ふ點に在る(一八二二年七月彼れは「道德並に立法原理緒論」第一頁の註にこの理由を附記した)。Sorley, op. cit., p. 220. 參照。

註二六　Political Thought in England. The Utilitarians from Bentham to J. S. Mill by W. L. Davidson pp. 48-49.

ベンサムによれば、正、不正の行爲は幸福に導くか否かによつて決せられる。即ち正しく行ふことは、最大多數の最大幸福を增進するの意である。今立法者の行爲も亦、普通人と同じく、此の幸福を最大ならしめるの原則を遵奉すると否とによつて其の正否が判定せられるのである。立法者は人の行爲を左右せんと欲する。然かも人の行爲はこれに苦痛快樂の加へられることによつてのみ左右される。これが「制裁」の理論であつて、彼の學說の重要なる部分である。行爲に對して加へられるが如き苦痛快樂は制裁と稱せられる。制裁には肉體的即ち自然的、政治的、道德的即ち社會的及び宗敎的制裁の四種がある。第一は如何なる他人又は超自然的存在の干涉からも獨立した行爲によつて生ずる快樂苦痛であり、第二は立法者の政策によつて加へられるそれである。第三は共同せざる他人によつて加へられるそれであり、第四は神によつて加へられる快苦である。而して第二以下は、彼れに從へば、皆第一の制裁を通じて作用するものである(註二七)。

註二七　J. Bentham, op. cit., chap. III. 一四—一五頁 Leslie Stephen, op. cit., p. 244. W. L. Davidson, op. cit., pp. 50-51. 參照

斯くして、倫理學者並に立法者に對する問題は極めて明瞭となる。即ちそれ等の制裁を如何に行へば、個人的社會的人間幸福が最大になるかが問題である(註二八)。然るにベンサムに由れば、快樂苦痛は數學者の謂ふ獨立可變數である(註二九)。而してこの快苦は其の源泉に關してのみならず、其の價値に關しても相異する。故に吾々は續いて快樂苦痛の價値を決定しなければならぬ。(註三〇)。即ち謂ふ——「快樂、而して苦痛の除去は立法者の目ざす目的である。故に快樂苦痛の價値を測定することは、立法者にとつて必要である。快樂と苦痛とは立法者の用ふべき用具なるが故に、その力、換言すればその價値を理解しなければならぬ」と(註三一)。

註二八　W. L. Davidson, op. cit., p. 51.

註二九　Leslie Stephen, op. cit., p. 249.

註三〇　W. L. Davidson, op. cit., p. 51.

註三一　Bentham, op. cit, chap. IV. § 1. pp. 15-16.

斯る快苦の價値は、一個人に關する限り、次の四個の事情に從つてその大小を異にする。

一　その强度
二　その持續期間
三　その確實不確實の度
四　その遠近の度

猶ほ、快苦の價値が、それを生ずるある行爲の傾向を評價する目的で考察せらるゝ場合には、この外次の二個の事情が考慮に容れられねばならぬ。

五　その增殖力、即ち同種の感覺を伴ふことの有無多少
六　その純度、即ち反對の感覺を伴はざる度合

彼れは以上の六個の事情に更に關係者が多數なる場合に於ける次の一事情を加へ、總計七個の事情が快樂の價値を決定すると謂つて居る。

七　その範圍即ち影響をうける人の數（註三二）。

註三二　Bentham, op. cit, chap. IV § 11. iv p. 16.

茲に於いて、彼れは快樂と苦痛とを全然量的に見て相互に比較する。洵にソォリーの謂ふやうに、彼の方法の著しき特徵は數量的なるに在る（註三三）。即ちベンサムは次の如き方法を述べて居る。曰く「一方において一切の快樂の總べての價値を總計し、他方に於いて總べての苦痛の價値を總計せよ、この場合、若し快樂の余剩を生ずれば、其の行爲は善に傾き、苦痛の余剩を生ずれば、惡に傾くものである」（註三四）と。然るに、理性的動物の行爲は、その行爲の結果を包含する。行爲者の意思は行爲の結果の考量に依つて決せられる。行爲の原因は行爲に依つて齎さるべき快樂の希望、若しくはこれより生ずべき苦痛の恐怖であつて、この豫想せられたる快樂若しくは苦痛が、ベンサムの名辭に從へば「內的動機」である。彼れに於いては、如何なる動機も常に善、常に惡なることはない。快樂はそれ自體善であり、苦痛は其れ自體惡である。即ち動機はそれ自體等しき價値を有するものである（註三五）。

註三三　Sorley, op. cit., p. 224.
註三四　Bentham, op. cit, chap. IV § v p. 16.
註三五　Leslie Stephen, op. cit., pp. 255-256.

この動機に關する說明は、ベンサム哲學に於いて最も主要なる地位を占むるものである（註三六）。而して善惡が動機に依存せずしてその結果によつて決せられると謂ふ學理こそ、功利主義哲學に於ける一特色を構成したとスティブンは謂つて居る（註三七）。

註三六　Davidson, op. cit., p. 60.
註三七　Leslie Stephen, op. cit., p. 257.

ベンサムの道德哲學は、明らかに彼れをして政治上の急進主義者たらしめた。ある政策が最大多數の最大幸福を進めるにも拘らず、是が直ちに採用されなかつたのは何故であるか。其の理由は支配者が最大多數の最大幸福を欲しなかつたからである。斯くして、政治の原理は分れて二となる。自己先重の原理と最大幸福の原理とがそれである。第一の原則によれば、各人は常に己れの最大幸福

を希ひ、第二の原則によれば、最大多數の幸福が政府本來の正しき目的となる。然るに總べての政府の實際上の目的は治者の最大幸福にある。故に、全問題は治者と被治者との利害關係を同一ならしめることによつて、この二個の目的を一致せしめるに存する。この目的を達する爲めには、政治は總べての人の手に歸せられねばならぬ。即ち最大多數の最大幸福なる正しき目的は民主主義によつて達せられるのである（註三八）。

註三八　Leslie Stephen, op. cit., pp. 282-285. 參看

ペンサムが政治上の問題を論じ始めた時、恰も「自然權」論が中心思想となつて居た。フランスに於ける革命派はこれを其の主張の根柢とし、アメリカは同じ基礎の上に獨立を宣言した。當時英吉利に於けるこの學說の忠實なる主張者としては、ペエシ、ゴッドヰンがある。ベンサムは極めて鋭くこの自然權論を駁擊する。彼れに從へば、自然權なるものは「無意味」である。自然法、自然權と稱せらるゝものは事實上存在しない。この二者は「擬制と譬喩」にすぎざるものである。自然權なる教理は事實の叙述と論理上の法則とを混同して居る。總べての政治學說は、論理と同樣、事實を基礎としなければならぬ。政治に關する合理的なる理論は、疑もなく、平等、不平等に對する理由を與へてはならぬ。總べての人が平等であつた、若しくはあらねばならぬと謂ふ箴言より出發して任意なる差別はあり得ないといふ確信に達してゐる。併し乍ら、この所謂拒否し得ざる論理上の法則が事實上に於ける人間の平等を證明せんとするとき、そこに未決の問題を論據とするの速斷が行はれて居る。ベンサムに從へば、人間の權利は自然的ではなく、法律によつて附與せられるものである。而して法律の價値はそれ自身功利に在るが故に、自然權の理論は功利の理論によつて代置せられるのである（註三九）。

註三九　Leslie Stephen, op. cit., pp. 290-291. Davidson, op. cit., pp. 72-73.

ベンサムは上述の如く最大多數の最大幸福を以て社會倫理の標識とするけれども、其の功利原理の基礎に個人的快樂說のあることは拒否することが出來ぬ。全然、社會的政治組織は明らかに個人の集合である。社會は單なる擬制體であり、個人はこれを構成する成員にすぎぬ。從つて社會の利害は、畢竟するに、これを構成する各個人の利益の合計である。故に各個人の利害を理解することなしに社會の利害を云々することは意義がない。最大多數の最大幸福は先づ個人の幸福を個別的に認識し、これを綜合することによつて到達し得られるものである。一切思惟の基準は個人と個人の快苦とに在る（註四〇）。この意味に於いて彼は明らかに個人主義者であつた。

註四〇　金子馨之助氏「社哲學史研究」二八四頁。

ベンサムは平等の抽象的理論に反對するけれども、その反對は理論それ自體に在るのではなくして、寧ろその演繹法に對するものである。事實、彼れは平等を辯護する。彼れに從へば、平等の原理は究極のものでなくて、派生的なるものである。平等は幸福量を增加せしむるが故に善である。斯くて彼れは謂ふ――「二人が各々千磅を持つとき、その一方の五百磅を取つて他の一方に加ふれば、受くる人の富は三分の一增加して、失ふ人の富は二分一減少する。從つて加へられたる快樂は削減せられたる富よりも小さいのである」と（註四一）。この故に、例へば千人の勞働者からとつて之

を一人の國王の富に加ふれば、眞實の幸福を一方から奪ふことによつて、既に飽きた感受性を更に飽滿せしむる結果となる。併し乍ら、幸福の第一條件は平等ではなくて安固であると彼は謂ふ。今や安固を犧牲にしてのみ平等は得られる。若しも一人の財產がその隣人の富を超過するとき、何時でも奪はれるものとすれば、安固は全く地を拂ふことゝなる。故に若しこの二原理が衝突するときは、平等は直ちに安固に道を讓らねばならぬ。蓋し安固は第一目的なるが故である（註四二）。

註四一　この句はレズリイ・スティブンに從つた。原文（ボーリング編ベンサム全集第一卷三〇六頁脚註）と同一ではないが意味は同じだからである。

註四二　Leslie Stephen, op. cit., pp. 307-308.

然らば、安固と平等との鬪爭は常に絕へざるものであらうか。然らず、ベンサムに從へば、「時が唯一の調停者である」（註四三）。隆昌なる國に於いては、平等への絕えざる進步がある。法律が干涉せず、獨占が維持せられず、商業が制限せられず、繼嗣限定が容認されることがなければ、財產は自然に散布せられるであらう。彼れの比喩によれば現時において封建時代に聳へた金字塔は既に低下し或ひは消滅し去つた（註四四）と謂ふのである。この故にベンサムは大體自由放任主義の信奉者であつて、殆んど一切の立法は不當であるとの結論に到達する。彼れの主要なる原理は「無爲なれ」と謂ふに在る。安固と自由とは產業の要求する總べてである。併し乍ら、この放任主義が功利の原理に從つて國家干涉の可能性を常に是認しなければならぬ。然かも、ベンサムは純粹なる經濟問題においては殆んど例外なく國家の干涉を拒否した。人は自己の利益の最良の判斷者である。商業取引における支配者の干涉は事實に關する知識の劣れる、而して眞の當事者と利害相容れざるものの干涉であるから、功利は通則として政府の活動を禁ずるであらう（註四五）。

註四三　Bentham, Principles of the civil code. Works. I p. 312.

註四四　Bentham, ibid., p. 313.

註四五　Leslie Stephen, op. cit., pp. 308-310.

然らば、彼の個人主義と功利の原理とは如何にして調和され得るか。ベンサムは、總べての人間の行爲は他人の幸福に及ぼすその影響如何に拘らず、先づ彼れ自身に最大幸福を生ずるが如きものに依つて決せられると稱し、又後、道德論者、立法家の不斷の努力は自利尊重の努力を犧牲にして同情の勢力を增進せしめ、而してより少數者に對する同情を犧牲にしてより多數者に對する同情を增進せしめることに在ると記し、この二個の見解を「同情もその根元を自利尊重に有す」と稱して、これ等二者を調和せしめようと試みて居る（註四六）。

註四六　Leslie Stephen, op. cit., p. 312.

併し乍ら、レズリイ・ステイブンに從へば、一個人の幸福が全員の最大幸福によつて增進せられることを如何にして確かめ得るか。ベンサムは人間の行爲が利己的であるか又は必ずしも然からざるかの問題を明瞭に論ずることが出來なかつた。彼れは問題を正視しない。唯だ、自利の原理は結局において最大幸福の原理と一致することを事實として認容するに滿足して居ると（註四七）。

註四七　Leslie Stephen, op. cit., pp. 312-315. 參看。

ベンサム主義の根柢に二つの相容れ難き原理が横つて居ることを指摘するものに又アレヴイがある。社會成員の利害は、立法者の干渉を俟つて始めて之を人爲的に一致せしめ得ると謂ふ法律哲學と、分業と交換とに依て自發的に一致するといふ經濟哲學とは、論理上矛盾するといふのである。

「ベンサム主義者の法律哲學と經濟哲學とが各、其の基礎とする二個の原理は相互矛盾するものである。ベンサムによれば、自然法は形容的表現であり、比喩であり、擬制である。併し乍ら、ベンサム主義者の經濟學に於ける研究對象は自然法である。彼れ等は自然法をもつて、總べての人間に共通なる傾向により結合せられる一般的事實――是は物理的性質を有するものであるが――と解するのみならず、明らかに調和の原理、正義仁愛の法則と做すの傾向がある。……法律哲學者ベンサムに從へば、自由の理念は科學的正確性なき一般性である。即ち社會科學は、法則の學たる限り、拘束の科學である。然かも自由への敬慕、一切拘束の廢除は、反之、經濟學者ベンサムの最初にして最後の言葉であつた。故に、この矛盾を解決するためには唯だ斯く謂ふべきであらうか――「この二個の原理は異れる領域に適用され、且つ人工的に利益を一致せしめるの原理は法律學の眞原理であり、利益の自然的一致の原理は經濟學の眞原理である」と。ベンサムが異れる二個の源泉を法律的及び經濟的理念に求めたことは明らかである。即ちこゝに、同一臆說內に矛盾せる二個の原理が存在することに就いての、勝れたる歷史的解釋がある。併し乍ら、この歷史的解釋は以上の難問題に對する論理的解決とは謂ひ得られないであらう。法律學並に經濟學と謂ふが如き相互に近接せる二個の領域の何處に、限界は附せられるか。若し偶然に一方が他方に侵出する時は、如何にしてこの區分は設られ得るか。ベンサム主義には、解決を要する根本的なるこの難問題が包含されて居る」と（註四八）。

註四八　Elie Halévy, Le Radicalisme philosophique tome III pp. 337-339.

筆者は、ベンサム主義の論理的解決に就ては前述せるステブン、アレヴイの結論に服する。併し乍ら、包括的に解釋すれば、彼の法律哲學はその經濟哲學に先行してゐる。前者の意義は後者のそれよりも遙かに重いのである。アレヴイ自ら謂ふが如く、ベンサム主義は突然經濟學者となつたところの一法律學者によつて作られるたものである（註四九）。然かも、この最大多數の最大幸福は前述の如く明らかに個人主義たる基礎の上に立つものである。ベンサムに從へば、社會における最大多數の最大幸福は個人に於ける最大幸福の總量であり、然かも平等は安固に道を讓るものである。彼れに於いては、個人のみが實在であつて、全體は名目にすぎぬ。個人の單なる集合が即ち社會である。彼れの理論體系の個々の部門間における論理上の關係が完全なる統一性を欠くに拘らず、彼れを以て一個の個人主義者となすことは異論の余地がないであらう。

註四九　E. Halévy, op. cit., p. 337.

附記　以上の功利主義哲學概觀については、充分に參考書を涉獵することが出來なかつた。ベンサムに關しては、ボーリング全集本によつた外、レズリイ・ステイブン、ソオリイ、デヴイドソン、アレヴイ、小泉教授（正統派經濟學と功利主義哲學）に負ふところが多い。引用文中の譯語は小泉教授に從つた。

以上の如き功利主義哲學はカアヴア、エッヂヲアスにおいて租稅理論の科學的基礎となつた。素

よりベンサムも亦その功利論を基礎として次の如き租稅概念を表明して居る。謂ふ、

「租稅の不納は害惡なる行爲であるか。確かに然り。然らば何故にか。曰く、社會を內憂外患より防護するためには巨額の費用を必要とする。斯る費用支辨に要する經費は個人より徵收せられる租稅による外はないからである。果して然らば、これ等の課稅は國家支配者が國家全體の用に供するために受け取るべき一種の利益と見做さるべきである。この徵收せられたる租稅がその目的に使用せられ得る前に、これを受納使用すべき任にある人が存在せねばならぬ。さて、これ等の人々が租稅を受納したる後適當なる目的に使用するならば、それは利益であらうが、その目的に添はなければ害惡である。併し乍ら、それを受納してもその適當なる目的に使用されない場合があり得る。けれども、秩序的なる社會には斯くの如きことは事實上ない。今日極めて秩序の紊亂せる國家に於いてさえも、租稅の最大部分はその目的に從つて使用せられて居る。故にかく使用せられざることが確實でなければ、租稅不納は有害なる行爲である。……若し突然に總べての租稅納付が中止せられるならば、も早や正義の維持も、外敵よりの社會の防護も確かに無效となるであらう。又この故に、國內に於いては弱者は强者のために種々なる方法によつて迫害せられ、共に又國外の壓迫者によつて席卷せらるることは確かである」と（註五〇）。

註五〇　Bentham, op. cit., Works, I pp. 72-73

又彼れは生活必要費に課稅するの不正、不可能を論じて斯う謂つて居る。――「貧困のために租稅を支拂ひ得ざるものは甚しき害惡に導かれる。租稅の不便益の代りに窮乏の苦しみが忍ばれねばならぬ。この故に人頭稅は惡害である。人は頭を有するが故に余裕があるとは謂へぬ。……生活必要費に課稅するの結果は、肉體的困窮、病苦、死滅それ自體にさへ導くであらう」と（註五一）。ベンサムの政治上に於ける無爲論は、論理上彼をして租稅授受說に導いた。然かも彼れは前述の如く生費說に對する免稅を主張してゐる。通常ベンサムを以て minimum of subsistence theory の建設者と稱するのはこの故である（註五二）。

註五一　Bentham, op. cit, Works, I. chap. XV. p. 319.

註五二　ベンサム以前にこの說を主張したるものに、フォルボネ、ジェームズ・ステュアート、オオクランド、ゾンネンフェルスがある。ベンサムを以てその創唱者と做し得ざることはセリグマンの指摘する通りである（Seligman, op. cit., pp. 13-15. 參看）。

ベンサムの租稅理念及び課稅原理は以上の如く斷片的所論にすぎずして、未だ學問的に成形して居らぬ。功利主義哲學と租稅論との學問的結合は前述のカアヴァ、エッヂヲアスを俟たなければならぬのである。カアヴァ、エッヂヲアスの租稅論はジョン・ステュアアト・ミルに於ける課稅原理より出發する。然かも、ミルは精神上に於いてリカァドオと等しく（註五三）ベンサムの孫であり、而してその租稅理論研究はスミスより出發する（註五四）。この故に、ミルの租稅理論を理解するためにはスミス以後におけるその學說史的發展を辿らなければならぬ。

註五三　「余はジェームズ・ミルの精神上の孫である」とベンサムは謂つて居る（Leslie Stephen, op. cit., vol. II p. 27. 參看）。

註五四　J. S. Mill, op. cit., Bk. V chap. II. p. 804. 參看。

三　スミス並にリカアドオに於ける租稅理念

スミスに於けるは租稅理論は明確を欠いで居る。或ひは利益說を採り、或ひは能力說をとるものの如くである（註五五）。而してこれ等の理論が、孰れも彼の自由主義國家觀を基礎とすることは否み得ない。

註五五　Seligman, op. cit., pp. 93-94. 參看。

スミスの根本思想が其の形而上學的樂天觀に在ることは多くの學者の指摘するところである。世界は世界以上世界以外に存する神の創造するところであつて、一度神に依つて與へられたる法則に從ふ。然るに偉大なる仁愛全智の實在は其の被創造物の完成幸福を實現せんとの志を以て世界を創造し、又諸法則と秩序とを定めた。即ち神はこの世界をしてすべてのとき最大可能量の幸福に導かんとするものである。これ等の諸法則諸秩序が、スミスに從へば、自然的と稱せらるゝものであつて、學問的思索の目的はこの自然的本質の認識にある。この目的を達するためにスミスは人間の自然的本質の研究、その自然的衝的の分析より出發し、而して全智の神は人間に自利と仁愛との本能を賦與し、此れ等本能の變動を適宜ならしむるために同情の感情を與へたとの結論に到達した。而して斯くの如き天賦の性質をもつて生れたる人間は、單に其の自然的衝動の發動に從ふことによつて期せずして自己一身の幸福と共に全體の維持完成幸福を促進すると謂ふのである（註五六）。

註五六　小泉教授「アダム・スミスの理論經濟學概論」（本誌第十七卷七號）一一七―一二一頁參看。

斯くの如き自然的調和は經濟現象においても現れる。彼れに從へば、社會を構成する各個人が自然によつて與へられたる性向――彼れの生活を改善せんとする努力または自利心――に從つて活動し、他の同じく自由なる活動を妨げざる限り、そはまた全社會の利益を增進するのである。各人が自己の狀態を改善せんとする自然的努力は自由と安全とを以てこれを行ふことを許されて居る場合には、甚だ有力なる原理であつて、獨りこれのみで何等の助力なくとも、單に社會を富と繁榮とに導き得るのみならず、また愚劣なる人爲の法律によつてその作用を余りに屢〻妨げる障碍に打ち克つことが出來る。奬勵または制限のすべての制度が完全に一掃せらるれば、明白にして簡單なる自然的自由の制度が樹立せられるのである（註五七）。

併し乍ら、スミスに於ける個人的自由の觀念には、正義の法則に從ふ限りなる限定語が加へられて居る。茲に國家存立の余地がある。既に國家存立の余地があるとすれば、その職能は如何。スミスに從へば、國家の職能は（一）國防（二）司法（三）警察行政の三個に限られる。即ち謂ふ――「自然的自由の制度によれば、君主はたゞ三個の任務を有するにすぎぬ。この任務は重大であるけれども、通常の理智を有するものには簡明に理解され得るものである。即ち第一は社會を他の獨立せる社會の暴力と侵略とから防護するの義務、第二は出來得る限り社會の各員を社會の他の各員の不正義又は壓迫から保護すべき義務、換言すれば、正義の嚴密なる行政を確立するの義務、而して第三はこれを設立し維持することが個人又は少數の個人の利益たることを得ないある種の公共事業及びある種の公共的施設を設立し維持するの義務である。

註五七　加田教授「自由主義の國家觀」（本誌二十三卷三號）三四―三九頁參看。Smith, Wealth of Nations. Cannan's

Edition, vol. II pp. 184-185.

既に國家の義務が、國防、司法、警察行政にあるならば、國家は斯る任務の遂行に必ずや一定の收入を必要とするであらう。今問題とするところの課稅は斯る經費調達の一方法である。

スミスはその國富論中に於ける租稅論の劈頭に周知の四原則を述べて居る。第一、各國の國民は各人の能力、詳言すれば、國家保護の下に各人の享受する收入に比例して出來得る限り政府を維持するために供與すべきものである。第二、各個人の納付すべき租稅は確實であらねばならぬ。第三、租稅はこれを支拂ふ納稅者にとつて最も便利なる時期、方法によつて徵收されねばならぬ。第四、租稅は其の國庫に齎される金額を超過して、國庫の財囊に就いて奪ふ金額を出來るだけ寡少ならしめるやうに徵收されることが必要である（註五八）。財政學上、第一の原則は「平等の原則」、第二は「確實の原則」、第三は「便宜の原則」、第四は「最小費の原則」とそれぞれ稱せられてゐる。併し乍ら、第二以下は、少くとも課稅の根本原理にはならぬ。租稅徵收の便宜に關する稅務上の標準にすぎない。從つて吾々の理論的考察は專ら第一の原則に限られるのである。

註五八　Smith, op. cit., vol. II, pp. 310-312.

スミスに從へば、「國家經費の人民に對する關係は恰も大地主が共同小作人をして土地に對して有する各人の利益に比して土地管理の費用を分擔せしめるに等しい。この原則の遵守されると違背されるとによつて、或ひは租稅の公平と謂ひ、或ひは租稅の不公平と謂ふ差別を生ずるものである（註五九）。

註五九　Smith, op. cit., vol. II, p. 319.

スミスは右の四原則を論述したる後、その各種租稅に對する適用と考察した。スミスに由れば、個人收入の源泉は結局地代、利潤、及び勞銀に在る。從つて各種租稅は一、地代　二、利潤　三、勞銀　四、以上三種の總體　から得られねばならぬ。彼れは既に「國富論」第一篇第六章に次の如く述べてゐる。曰く「何れの財貨も其の全價格は結局地代勞銀利潤の一乃至全部に分解されざるを得ない。蓋し其の價格中より土地の地代を支拂ひ、且つ其の產出加工及び市場への搬出に使用せる勞働全部の價格を支拂つて猶ほ殘れる部分があるならば、其は何れも必然何人かの利潤たらざるを得ないからである。各財貨の價格即ち其の交換價値はそれぞれ此れ等三部分の一二又は全部に分解さるが故に、各國の勞働の年產額全部を構成する一切の財貨の價格も亦總括して之を觀れば、等しく同樣の三部分に分解せられ、而して或ひは勞働の賃銀として或ひは資本の利潤として將た或ひは土地の地代として、國內各種の住民間に配分されざるを得ない。各社會の勞働に依つて年々採集又は生產せらるゝ物の全部、又は結局これと同一物に外ならざる其の價格全部は、斯くの如くして先づ最初に該社會各種人員中の一部の間に分配せられる。勞働と利潤と地代とは即ち一切の交換價値の根本的三源泉たると共に、又一切の收入の根本的三源泉である。余の收入は何れも結局此れ等三種收入の何れかより派生せるものである」（註六〇）。

註六〇　Smith, op. cit., vol. I, p. 54. 氣賀博士譯「國富論」上卷（經濟學古典叢書版）一〇八―一〇九頁

第一、地代に對する課稅は、其の評價の停滯的であり、各地方に於いて行はれる土地改良の程度

の異る結果として、負擔の公平を欠くことゝなる。而して其の直接的たると間接的たるとを問はず結局其は地主に轉嫁するものである。

第二、利潤に對して課せられる租稅は其の分析簡單である。スミスは資本から生ずる利潤を二部門に區別する。一は利子を支拂ふ部分であり、他は利子支拂に必要なるもの以上の超過分である。彼れに從へば、この後者に對しては明らかに課稅し得ない。蓋し其は資本使用の危險と煩勞に對する報償だからである。若し斯かる報償がなければ、雇傭者は資本の使用をつゞけることが出來ぬ。故に全利潤に比例して直接課稅すれば、彼れはその利潤率を引き上げ、又はより少き利子を支拂はざるを得ない。而して若しその利潤率が利子に比例して引き上げられる場合には、結局全租稅は資本使用の方法に從つて異れる二集團の人の一方か他方かに轉嫁される。即ち農業に使用せられる場合には、地代の減少によつてのみ利潤率を高め得るから、結局地主に轉嫁せられ、商業又は製造業に使用せられる場合には、財貨の價格を高めることによつてのみ利潤率を引き上げ得るから、其は全く消費者に轉嫁せられる。然らば、利子に對する課稅は如何。彼れに從へば、利子に對する課稅は、地代課稅の場合と等しく、全く其の所有者に轉嫁されるものである。併し乍ら、事實上利子は地代程適當なる課稅物件ではない。第一に、土地の數量と價値とは祕密にされ得ないけれども、資本額に至つては常に祕密であつて正確に識り得ないし、第二に、土地は不動であるけれども、資本は轉嚷するからである。

第三、勞銀に對する課稅は常に轉嫁せられる。何故なれば、勞銀の高は勞働の供給と食料品の平均價格とによつて決定せらるゝからである。これ等決定要因が變らなければ、工業勞働の賃銀に對する直接課稅の結果は、勞銀を幾分租稅以上に騰貴せしむる結果となる。而してこの騰貴額は商品價格の引き上げによつて消費者に轉嫁せられる。而して農業勞働の場合は、地代の減少となつて地主に轉嫁せられるのである（註六一）。

註六一　Smith, op. cit., pp. 312-351. Seligman, The Shifting and Incidence of Taxation. pp. 113-116. 參看。

第四、以上は個別的に直接課稅せらるゝ場合であるが、此の外無差別一般的に賦課せらるゝ租稅がある。スミスはこの種租稅を區別して、人頭稅と消費稅との二者とした。彼れは前者の不公平にして專斷的なるの事實を認める。而して後者に就いては、その對象物件を必需品と奢侈品とに區分する。必需品に對する課稅は當該商品の價格を租稅以上に騰貴せしめ、其の結果勞銀を騰貴せしめるから、勞銀に對する課稅と等しき結果となり、奢侈品に對する課稅は勞銀の騰貴を來たさないから、結局課稅される財貨の消費者が負擔することになると謂ふ（註六二）。

註六二　Smith, op. cit., pp. 351-391. Seligman, ibid., p. 116. 參看。

以上の如き租稅理念は能力說に歸せらるべきか、或ひは利益說と謂ふべきであるか。前述せる如く、スミスの說明は明瞭を缺いで居る結果、從來彼れをして能力、利益兩說の辯護者であり、累進、比例兩課稅論を採用するものと解せられ來つた。彼れの說明が必ずしも前後一致せざるが故に斷片的文章を持ち來るならば、事實上その孰れをも立證することが出來るであらう。併し乍ら、彼れの理念の一般的傾向を精細に分析するならば、彼れは大體に於て利益說の主張者であり、比例課稅の

支持者と謂はざるを得ない。洵に彼れは、「各自の能力に比例して」と謂ふ。けれども、其は「國家保護の下に、各自の享受する收入に比例して供與」すれば宜いのである。かくて能力は國家保護に對する反對給付の額に限定せられる。此の如きはスミスに於ける前述の個人的自由主義國家觀の必然的歸結と謂ふべきである（註六三）。

註六三　Seligman, Progressive Taxation, pp. 93-94 參照。筆者は不幸にして、この點に關しスミスを以て能力說と做す堀江博士と見解を異にするものである。（堀江全集第十卷所載「アダム・スミスの租稅論」五七六―五七八頁參看）。

スミスは、あらゆる經濟理論に於けると等しく、租稅理論において後繼者リカァドオをもつて居る。精神上に於けるベンサムの孫リカァドオは特殊の理論的根據よりスミスの課稅論を擴充した。

スミスに於ける形而上學的樂天觀はリカァドオにあつては全く缺如して居るけれども、其の自由主義國家觀は少くとも次の如き形態に於いて現れて居る。謂ふ――「完全なる自由交易の制度の下に於いては、各國は自然皆な其の資本と勞働とを自由に最も有利なるが如き用途に捧げる。此の個人的利益の追求がよく全體の全般的福祉と結び付けられて居ることは、驚嘆すべきものである。勤勉を刺戟することに依つて、それは勞働を最も有效最も經濟的に分配すると同時に、一般的生產額を增加せしめることに依つて一般的福利を普及せしめ、利害と交通との一條の共同紐帶を以て全文明世界を通じて諸國民を一個の普遍的社會に結合せしむるものである」（註六四）と。

註六四　Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, McCulloch 版七五―七六頁 Constancio 佛譯版一〇五頁。小泉教授譯「經濟學及び課稅之原理」（岩波文庫）一一八頁。

斯かる思想の哲學的基礎が功利主義に在ることは、彼れがベンサムの高弟たるジェムズ・ミルに由つて「道德並に立法原理緒論」の著者を知つた事實により明白である。即ちリカァドオによつて、功利主義哲學と古典經濟學との連繫が結ばれたと謂つて宜い。然らば、斯かる根柢より出發するその課稅原理は如何。

リカァドオに從へば、「租稅は一國土地勞働の生產物の一部分の政府の處分に委せられたるものであつて、常に究局其の國の資本か收入かの何れかより支拂はれるものである。……一國の年生產物が其の年々の消費を償ふに剩りある時は、其の資本を增すと謂はれ、其の年々の消費が少くも其の年々の生產によつて償はれざる時は、其の資本を減少せしめると謂はれる。故に資本は生產の增加か或ひは不生產的消費の減退かによつて、之を增し得るものである。政府の消費が、その租稅の增徵によつて、增加する場合、若し人民にして之に應ずるに、生產の增加か、消費の減退かを以てすれば、租稅は收入の上に落下して、國の資本は損はれずに殘るであらう。併し乍ら、若しも人民の側に於いて、生產の增加せらるゝことも不生產的消費の減少することもなければ、租稅は必然資本の上に落下するであらう。即ち生產的消費に充てられた基本は爲めに損はれるのである。一國の資本の減少に比例して、其の生產額は必然減少するであらう。又其の故に、若しも人民と政府との側に於ける同じ不生產的消費が續けられて、年々の再生產は絕えず減少して行くならば、人民及び國家の資源は、益〻大なる速度を以て涸渴し、其の結果は困窮と破滅とであるであらう」（註六五）と。

註六五　Ricardo, op. cit., pp. 87-88. 小泉教授前揭譯本一三六—一三七頁。

斯く租稅の源泉が資本か收入かその何れかに在るを說く彼れは、當然その負擔が資本收入に歸着することを述べて居る。曰く「苟も租稅にして蓄積の力を減殺する傾きのないものはない。凡ての租稅は資本か收入かその何れかの上に落ちなければならぬ。若しも租稅が資本を蠶食すれば、租稅はそれに應じて其の大小が常に必ず其の國生產的產業の大小を左右する其の基本金を減少せしめざるを得ぬ。又若しも租稅が收入の上に落ちるならば、それは必ず蓄積を減退せしめるか、然らずんば、納稅者をして、其の從來の必需品及び贅澤品の不生產的消費を相當削減することに依つて、租稅金額を節約することを已むなからしめなければならぬ。或る種の租稅が此の結果を生ずる程度は遙かに他種の租稅に勝るであらう。併し乍ら、課稅の大なる害惡は、課稅目的物の撰擇よりも、寧ろ全體としての其の影響の總額に見出さるべきものである」（註六六）と。

註六六　Ricardo, op. cit., p. 88. 小泉教授前揭譯本一三八頁。

然かもリカドオに從へば、「租稅は必ずしも資本に賦稅せられたるの故を以て資本に對する租稅たるものではなく、又、所得に課せられたるの故を以て所得に對する租稅たるものではない」（註六七）。この轉嫁論は、彼れ自ら經濟學の主要問題とした分配の諸法則（註六八）と結びついて、彼れに於ける課稅理論の中心問題となるのである。

註六七　Ricardo, op. cit., p. 88. 小泉教授前揭譯本一三八頁。

註六八　Ricardo, op. cit., Preface p. v. 小泉教授前揭譯本三頁、「リカアドオ研究」三三頁參看。

今リカドオの租稅論を直接稅と間接稅とに分つならば、前者に地代利潤及び勞銀に對する課稅が含まれ、後者に、所得の源泉に及ぶ目的で課稅せらるゝ商品、原生產物及び交換行爲に對する課稅が包攝せられる（註六九）。是れ等を順次に檢覈すれば次の如くである。

「地代に對する租稅は、獨り地代にのみ影響するであらう。それは全然地主の負擔に歸し、是を何れの消費者階級にも轉嫁することが出來ぬであらう」（註七〇）。何故に然るか。其の理論的基礎が彼れの較差地代論に在ることは極めて明瞭である。尤も「地代なる語は屢々農家が地主に支拂ふ價値の全額に適用せられて居る。其の中の一部分のみが嚴格に謂つての地代なのである。建物及び定着物其の他地主に依つて支辨せられた出費は、嚴格には農場の資本の一部分を成すものであつて、若し、地主が之を提供しなかつたならば、借地人に依つて準備せられねばならなかつたものである。地代は土地の使用に對して、又獨り土地の使用に對してのみ地主に納附せらるゝ金額である。地代なる名稱の下に彼れに納附せらるゝ其れ以上の額は、建物其の他の使用に對するものであつて、實は地主の資本の利潤なるものである。地代に課稅するに當つては土地の使用に對して支拂はるゝ部分と地主の資本の使用に對して支拂るゝ部分とは區別せられぬから、租稅の一部分は地主の利潤の上に落下すべく、從つて、原生產物の價格が騰貴するにあらずんば、耕作を阻害するであらう。其の使用に對して全く地代の支拂はれぬ土地に於ては、彼の名稱の下に地主に、其の建物の使用に對して賠償が與へられることもあらう。原生產物の賣價が一切の通常支出のみならず、又此の租稅なる追加支出を償ふに至る迄は、斯かる土地に此等の建物は建築せられず、又原生產物も作られぬで

あらう。租稅の此の部分は、地主の負擔ともならず、農業家の負擔ともならずして、原生產物消費者の負擔に歸するのである」（註七一）。

註六九　Ricardo, op. cit., p. 102. 大內兵衛（リカルドの租稅論經濟學論集三卷二號）三六—三七頁參看。

註七〇　Ricardo, op. cit., pp. 102-103. 小泉敎授前揭譯本一六〇頁。

註七一　Ricardo, op. cit., pp. 122-127. 小泉敎授前揭譯本一六〇—一六一頁。

次に利潤に對する租稅は、其が特殊の階級の利潤に課せらるゝ場合には、價格の騰貴となつて消費者に轉嫁せらるゝであらう。蓋し「帽子に對する課稅は、帽子の價格を、靴に對する課稅は、靴の價格を騰貴せしめるであらう。若し然らざれば、其の稅は結局製造者によつて支拂はれ、製造者の利潤は普通水準以下に引き下げられて、製造者は其の業を放棄するであらう」からである。「例へば、帽子製造者の利潤に對する租稅は帽子の價格を騰貴せしめる。それは、若しも彼れの利潤は課稅せられて、他の產業の利潤は何れも課稅せられなかつたならば、彼れの利潤は其の帽子の價格を引き上げざる限り、普通利潤率以下となるべく、彼れは其の業を去つて他に赴く筈だからである。……一製造者の利潤にのみ課稅すれば、其の位置を爾餘凡ての製造家と同等ならしめんが爲めに、其の生產物は騰貴すべしといふことの承認せらるゝ以上、又、二人の製造家の利潤に課稅すれば、二種の商品の價格は爲めに必ず騰貴すべしといふことの承認せらるゝ以上、我々は貨幣を供給する鑛山が此の國に在つて、而してそれが課稅せられずに居るものとする限り、凡ての製造家の利潤に課稅すれば凡ての商品の價格が騰貴する筈だといふことを、如何に爭ふことが出來るか、予は其の理由を解せざるものである。然るに、貨幣若しくは貨幣の標準は、海外からの一輸入貨物であるから、一切商品の價格が騰貴するといふことは起り得ない。蓋し斯かる結果は、貨幣量の增加なくして起る筈なく、又此の增加量は……不廉なる商品と交換しては取得することが出來ぬものだからである。併し斯かる騰貴が起り得たとしても、それは外國貿易に力强き影響を與へるから、永續的のものではあり得ぬであらう。輸入貨物に對して、此れ等の不廉なる商品を輸出することは出來ぬ。從つて我々は、賣ることを已めても、猶ほ暫らくは購入を繼續して、諸貨物の相對價格が略ぼ以前と同一になる迄、貨幣又は地金を輸出しなければならない。予の見る所を以てすれば、制規宜しきを得たる利潤稅が結局國產並に外國製貨物を、俱にその課稅以前に於けると同一の貨幣價格に復せしめることは、絕對的に確實なるものの如くである」（註七二）。

註七二　Seligman, Sifting and Incidence of Taxation, pp. 118-119. 小泉敎授前揭譯本一九四—二〇四頁。Ricardo, op. cit., p. 129. 參看。

續いて、勞銀に對する課稅を檢しやう。彼れに從へば、「勞銀に對する租稅は、勞銀を騰貴せしめ、從つて資本利潤の率を減少せしめるであらう」。換言すれば「勞銀に對する租稅には、勞働傭主の外は資本所有者も地主も、他の何れの階級も貢獻せぬであらう。勞銀に對する租稅は、全然利潤に對する租稅たるものである。必需品に對する租稅は、一部分利潤に對する租稅たり、一部分富有なる消費者に對する租稅たるものである。されば、此の種の租稅の爲めに起る究局の結果は、利潤に對する直接稅の爲めに起るものと正しく同一なるものである」（註七三）。其の理由が、リカアドオに於

ける勞銀生存費說と勞銀及び利潤の關係とより說明せらるゝことは勿論である。

註七三　Ricardo, op. cit., p. 120　小泉敎授前揭譯本二〇六頁 Seligman, ibid., pp. 119-120 參看。

以上は直接稅の轉嫁論であるが、進んで間接稅の二三例へば原生產物に對する租稅、十分一稅地租等の轉嫁を辿れば次の如くである。

第一、原生產物に對する課稅は「その生產費を增加せしめ、從つて原生產物の價格を騰貴せしめるであらう。若しも原生產物の價格が耕作者に租稅を償ふ丈けに騰貴しなかつたならば、彼れは當然其の利潤が普通利潤率以下に引き下げられた產業を去るであらう。此の事は供給の減少を來たさしめ、依然として舊の如き需要が原生產物の價格を騰貴せしめて、其の耕作をば、他の何れの產業に於ける資本の放下にも等しく有利のものとならしめるに至つて已むであらう」。從つて「原生產物に對する租稅は、地主に依つて支拂はれず、農業家に依つて支拂はれずして、價格騰貴の形に於いて消費者に依つて支拂はれるであらう」。併し乍ら、原生產物が勞働者の必需品である場合には、更に別の結果を生ずるであらう、即ち賃銀を騰貴せしむることがそれである。「この租稅は、その消費者に影響する限りに於ては、平等稅であるが、その利潤に影響する限りに於ては、部分的課稅となるであらう。蓋しそれは地主にも公債所有者にも作用を及ぼさず、兩者倶に引き續き、一は以前と同一の貨幣地代を一は以前と同一の利子を收得する筈だからである。されば、土地の生產物に對する租稅は、次の如き作用を爲すであらう。一、それは租稅と同額丈け原生產物の價格を高め、從つて其の消費に比例し各消費者の負擔に歸するであらう。二、それは勞働賃銀を高め、利潤を低下せしめるであらう」と（註七四）。

註七四　Ricardo, op. cit., pp. 91-93. 小泉敎授前揭譯本一四二—一四六頁。

第二、十分一稅は「土地の總收穫に對する租稅であつて、原生產物に對する租稅と同樣全然消費者の負擔に歸するものである。此の稅が地代に對する租稅と異るところは、その地代稅の達し及ばざる土地に影響し且つ後者が變動せしめぬ原生產物價格をば騰貴せしむるところに存する。品質最劣等の土地も最良の土地と等しく十分一稅を納め、而かも正確に其の土地から得られた收穫に比例して之を納める。故に十分一稅は一個の平等稅である（註七五）。

註七五　Ricardo, op. cit., p. 104. 小泉敎授前揭譯本一六三頁。

第三、地租は土地に地代に比例して賦課せられ、地代の增減と共に增減するから、「結果に於いて地代に對する租稅たるものである。而して斯る租稅は、彼の地代を支拂はぬ土地にも、又彼の單に利潤のみを目當てに土地に投ぜられて、全く地代を支拂ふことなき資本の收益にも適用せられないのであるから、それは毫も原生產物の價格に影響する所なくして、全然地主の負擔に歸するであらう。斯る租稅は如何なる點に於いても一六八頁、地代に對する租稅と殊なる所はない筈である。然るに若しも地租が一切の耕作地に賦課せられたならば、其の稅は縱令如何に適度のものなりとも、それは生產物に對する租稅となるべく、又從つて、生產物の價格を騰貴せしめるであらう」（註七六）。

註七六　Ricardo, op. cit., p. 107. 小泉敎授前揭譯本一六八頁

この外、原生產物以外の諸貨物に對する租稅がある。「勞働者必需の製造品に對する租稅は、勞銀

に對して、穀物に對する稅と同一の影響を與へるであらう。……然るに、贅澤品に對する租稅は、其の價格を騰貴せしめる以外には、何等の效果を有せぬであらう。それは全然消費者の負擔に歸すべく、勞銀を增加せしめることも、利潤を下落せしめることもなし得ぬであらう」（註七七）。

註七七　Ricardo, op. cit., p. 146. 小泉敎授前揭譯本二三六頁。

以上がリカァドオに於ける租稅論の大要である。然らば、斯る思想の基本的理念となるものは何であるか。彼れは明らかにスミスの四大原則をそのまゝ遵守して居る（註七八）。常に課稅の平等不平等を論じ、「スミスの四原則の一に牴觸する云々」の言辭を使用した。この意味から謂つて、彼れをスミスと同一範疇におくことは正しい。「個人的利益の追求が、よく全體の全般的福祉と結び付けられて居る」ことに驚嘆するリカァドオは、又、租稅を以て一般的害惡となし、特に其の爲めに「國民及び國家の資源が涸渴するならば、其の結果は困窮と破滅とであるであらう」と謂つて居る。ベンサム主義とスミスの個人的自由主義國家觀とを結合する彼れが、租稅利益說に到達するのは蓋し當然と謂はねばならぬ。

四　ジョン・ステユアアト・ミルの平等犧牲說

「正統學派の隆昌と完結と行詰りとを躬を以て示すものにジョン・ステュアアト・ミルがある。彼れの大著「經濟學原理」は當時の英國經濟學の最高の產物であつた。レズリイ・スティブンの口吻を藉りれば、この「經濟學原理」は「國富論」以後刊行せられた如何なる著作も近づき得なかつたところの權威を獲得したのである（註七八）。筆者は茲にミルの全理論體系を分析せんとするものでもなければ、其の思想の發展過程を辿らうとするものでもない。彼れの「經濟學原理」の一小部に論ぜられたる租稅理論、平等犧牲說の根據としての功利主義哲學を考證すれば宜いのである。

註七八　Leslie Stephen, op. cit., vol. III, p. 159.

屢〻引用せられるミル「自叙傳」中の一節に次の如き言葉がある――「父は（羅馬法）研究をはじめるにめたり、其れに必要な隨伴物として大陸の讀者否世界の讀者の爲めにデュモンの解說したベンサムの立法論（Traité de législation civil et penale）を渡してくれた。此の書を讀んだことが我が生涯の一新紀元であり、我が心意の歷史に於ける轉回點の一であつた」と（註七九）。ベンサムの精神上の子ジェムズ・ミルを通じて、彼れがベンサム主義者となつたことは疑を容れぬ。ミルは「ベンサムの所謂『最大幸福』の原則を總べてのことに適用するやうに常に敎へられて居たである。」然かも、「全然耳新しさを失はずに」ミルの前に展開されたものはベンサムの抽象的理論であつた。ミルは謂ふ、

「斯樣に私に嶄新の感を抱かしめた個所は、ベンサムが、「自然の法則」とか、「正しき道理」とか、「道德感」とか、「自然の公正」とか謂つた樣な用語から演繹される所の道德上、法律上の月並の推論の樣式に批判を下して、それ等は皆假而を被れる獨斷說で、大袈裟な言葉の蔭に隱れて實は自己の感情を他人に强制するものであり、更にその言葉さえも實は感情の基く理由を傳へるものではなく、却つて感情そのものを自己の理由として爲して居るものであるとしてその本性を暴露してゐる一章であつた。私は實はその時まで、ベンサムの樹てた主義が、それ等總べての俗說をば打破し盡した

ものとまでは感じてゐなかつた。然るに今や、在來の總べての倫論說は皆倒れて、爰に思想上の新時代が始つたと謂ふ感じが私の胸に勃然として起つて來たのである。…私が「罰すべき行爲」と謂ふ大きな複雜な問題に對して、「快苦の結果」と謂ふ倫理原則を指導原理として、ベンサムが斯うした問題に對して用ひた細密な方法に從つて、科學的分類が適用されてあるのを見出したときに、私は恰も何處か一段と高いところに伴れて行かれて、そこから一目の中に廣大な心的領域を大觀して、遙かな彼方までも智的所產物が遠く擴つて居るのを見得た樣な感じがした」（註八〇）と。

註七九　J. S. Mill, Autobiography 2nd ed. p 64 西本正美氏譯「ミル自傳」（岩波文庫）七七頁。Albee, History of Utilitarianism p. 196 參看。

註八〇　J. S. Mill, Autobiography, 2nd ed, pp. 64-66　前揭邦譯七七—七九頁。

斯くの如く、ミルはベンサムの方法論を學ぶと共に、其の功利哲學を一個の信條とするに至つた。「更に研究を進めるに從つて、かうした智的啓蒙に加へて、更に社會の實際的改善の有望なる前途が展開して來る樣にも思はれたのである。…私は「立法論」を讀み終つた時に、全く別人となつて了つた。即ちベンサムがそれを解したる如くに解せられた…『功利の原則』は、私の智識、信仰の離れ離れで斷片的な構成要素を結合せしむる要石として的確に當て嵌つた。私の事物に對する概念に統一を與へてくれた。私は今や主義をもつた。一個の信條、一個の學說、一個の哲學、其の語の最も良き意味の一に於ける一個の宗敎を有するに至つたのである」（註八一）と。

註八一　J. S. Mill, ibid., pp. 66-67 前揭邦譯七九—八〇頁。

斯くの如くして完全にベンサム學徒となつたミルは、功利主義哲學に關し幾多の論文（Disertations and Discussions, 4. ols., 1859-1875）を書き、「自由論」（一八五九年）及び「功利主義」（一八六一年雜誌論文として書かれ、一八六三年獨立の著書として刊行さる）を出版した。今「自由論」特に「功利主義」に就いてその思想の大要を檢討しやう。

「自由論」の目的は極めて簡明なる一個の原理を主張するに在る。即ち、「人類が、個人的に或ひは集合的に彼等の中のあるものに於ける行爲の自由に干涉する場合、保證せらるゝ唯一の根據は自衛のそれだと謂ふことである。……彼れ人身の善は、肉體的であらうとも、精神的であらうとも、充分なる保證ではないのである」（註八二）と第一章緖論の中に述べて居る。社會的、政治的進步が大體個人の創意並に精力に依存するの事實を確信したるミルは個人の完全なる發展を求める個人性の絕對的主張者として出發した。併し乍ら、今やミルは該書に於いて、社會的責務を無視するが如き無拘束の自由を認めない（註八三）。「思想と言論との自由に就いて」「安寧の一要素としての個性」「個人を支配する社會權威の限界に就いて」等の數章は必ずしも個人主義的原理に依存するものではないのである（註八四）。

註八二　J. S. Mill., On Liberty 3rd. ed. p. 13

註八三　Dabidson, op. cit., p. 281

註八四　Albee, op. cit., p. 246

然かも、英吉利功利主義哲學はミルを通してその方法と假定との最も充分なる考察に到達した

（註八五）。然らばミルは古き功利主義なる革袋に如何なる新しき酒を盛つたか。斯くして、本質的に功利主義原理が其の反對原理に劣ると謂ふ斷定に對する駁論（註八六）として書かれたる「功利主義」の分析に移らねばならぬ。

註八五　Leslie Stephen, op. cit., p. 74

註八六　Leslie Stephen, op. cit., p. 300

ミルは先づベンサムの科學的方法から離れた。曰く「直覺的倫理學派は、歸納的倫理學派と等しく、一般的法則の必要を主要する。彼れ等は共に、個別的行爲の倫理性は直接的知覺の問題に非ずして、一法則の個々の場合に對する應用の問題であると主張するものである。彼れ等は又、大體同一倫理法則を認める。けれども、其の證明、及びそれが權威をもつに至る源泉に關して見解を異にするものである」（註八七）と。

註八七　J. S. Mill, Utilitarianism, 5th. ed. p. 3 Albee, op. cit., pp. 249-250 參看

續いてミルは功利主義とは何ぞやの問題に答へる。ミルに從へば、功利とは幸福であり、而して幸福は快樂にして、苦痛の缺如である同樣に、不幸は苦痛であり、快樂の奪取である。「最大幸福の原理に從へば、究局の目的は、量に於いても、質に於いても可及的に苦痛を少くし、快樂を多くすることである」（註八八）。然かも、ミルの行爲標準とする幸福の意義は「行爲者自身の幸福ではなくして一切關係者のそれである」。「彼れ自身の幸福と他人の幸福と間に在つて、功利主義は彼れに公平にして仁慈なる傍觀者に等しき嚴格なる無私の態度を要求する。ナザレのイエスの垂訓には功利に於ける倫理の完全なる精神が表れて居る。凡ての人に爲られんと思ふことは、人にも亦その如くせよ、また己のごとく隣を愛せよと謂ふのは功利主義倫理の理想的完成を構成するものである」（註八九）。

註八八　J. S. Utilitarianism, p. 17

註八九　J. S. Mill, ibid., p. 25

又謂ふ――「若しも功利主義が、倫理の最高原則としての神の啓示せる意志を認めないと解せらるゝならば、私は斯う答へる――『神の完全なる善と智とを信ずる功利主義者は必ず、神が倫理の問題に啓示せんと思ふことの總べてが功利の要求を充分に滿たすと信ずるものである』と」（註九〇）。

ミル功利主義哲學の檢覈は猶ほ不充分である。けれども、以下數章に亙つて論ずるところも、要するに觀念聯合主義者に於ける功利論なるが故に（註九一）、直ちに移つてその租稅論との交渉を看るであらう。

註九〇　J. S. Mill., Utilitarianism, pp. 29-30

註九一　Albee, op. cit., p. 256

ミルに從へば、國家機能の合理性に關しては曾て異論の多いところであつた。併し乍ら、今日、等しく問題となるのは、國家權威が人間事實の如何なる部門に及ぶべきかである。我々は先づ一般に是認せられたる國家機能の作用に於いて、國家の行爲が如何なる結果を生ずるかを研究しなければならぬ。この目的を達するために、國家機能を必要の機能と任意の機能とに分つ必要がある。前者は、國家の觀念と不可分の關係に在る機能であり、後者は國家が作用すべきか否かに就て疑問の

餘地ある機能である。ミルは先づ國家がその必要として是認せられたる機能を遂行する態樣より生ずる經濟的結果を考察し、續いて任意の機能に屬する國家的干渉を考究し、最後に、國家干渉が實際上適當であるか如き任意機能の場合があるかどうか、若しありとすれば如何なるものであるかを研究して居る。而して、彼れは「國家がその存立の條件たる收入を得るために採用する手段即ち、租稅の理論を、前述の必要なる機能の第一にあげて居る（註九二）。

註九二　J. S. Mill, Principles of political Economy. Edited by Ashley, pp. 795-801

ミルはその課稅原理に於いてスミスの四原則をそのまゝ襲踏し、而してその第一原則を功利主義と結びつけることによつて、より明確ならしめて居る。ミルに從へば、第二以下の原則は特殊の租稅に關する問題であつて原理論にはならぬ。課稅の平等を主張する第一原則のみが充分なる檢覈を要求するものである（註九三）。

註九三　J. S. Mill, ibid., p. 803

「平等は何故に課稅の原理たるべきか。其は政務一般に於いて爾かあるべきが故である。各人に對して平等なる壓迫を與ふるためには、全體に對して最小の犧牲を生ずるが如き方法を採らねばならぬ。この故に、政治の原則たる課稅の平等は犧牲の平等を意味する」。

斯くの如く平等犧牲の原則を確立したる後、彼れは金錢による等しき率の貢獻が事實上犧牲の平等を意味するや否やを檢討する。彼れは、「この問題に關して最善の考察を經たる後、贅澤品より節せられ得る租稅と生活必要品に侵入するが如き租稅とを區別する」ことに依つて問題は解決されると考へた。即ちベンサムに從つて、生活必要費額に對する免稅を主張するのである。この免稅額は生命健康のために必要であり、肉體的苦痛より免れ得るが如き所得額以上にのぼることを許されぬ（註九四）。

註九四　J. S. Mill, ibib., pp. 806-807

屢〻ミルを以て平等犧牲說の創始者とするけれども、事實はそうでない。斯くの如き錯誤は財政學史に關する悲しき無智に基因するものである。併し乍ら、ミルはこの平等犧牲の原理から累退稅の結論を抽出した最初のものであつた（註九五）。即ちミルはこの原理より出發すれば累進稅に到達し得ざるの理由を認めて、次の如く述べて居る。

「英國及び大陸に於いて、國家が課稅を用具として富の不平等を緩和しなければならぬとの明白な理由のもとに、累進稅が主張せられてゐる。予はこれ等の不平等を減少するために斯かる手段が採られねばならぬことを人と共に希ふものであるが、勤勉なる者を犧牲にして怠惰なるものを救濟することを望まぬものである」（註九六）と。

註九五　Seligman, progressive Taxation. p. 154 參看

註九六　J. S. Mill., ibid., p. 808

而して、ミルに於ける平等犧牲の正しき意義から謂つて、課稅比例の標準がその所有するところのものにあらずして、消費し得るものに在ることは、彼れ自ら言明するところである（註九七）。

註九七　J. S. Mill., ibid., p. 817

平等の犧牲より出發して累進稅論に到達し得なかつたものに、ミルの外、ラウ、ウムフェンバッハ、ベルギウム、ブッアイファ等があることはセリグマンの指摘する通りである。其の後、效用理論の精細なる研究、特に、限界效用說の勃興は、同一原理より出發して累進稅の合理性を科學的に證明せんとするの氣運を生じた。ミルがまだ比例稅より脫却し得なかつたのは、斯る效用概念の欠如に基く。素よりその課稅原理が前述の功利主義哲學を根柢とすることは疑を容れぬ。姑らく、ミル自身の生涯を通じて起つた思想的推移を論ぜずとするも、法律の客觀的標準としての功利主義哲學と國家機能の擴大とは租稅をして犧牲の觀念たらしめると同時に、平等課稅の原則を樹立せしめたのである。然かも、この功利主義哲學は、カアヴァ、エッチヲアスによつて效用理論と密接に結びつけられた。これが平等犧牲說より最小犧牲說への發展である。

五　カアヴァ及びエッチヲアスの最小犧牲說

カアヴァに從へば、義務の一般的原理に關する問題は經濟學の範圍內に屬せぬ。故に彼れは功利主義の原理をその儘認容し、而して國家も亦個人と等しく一般的福祉、最大多數の最大幸福を增進べきことを假定する。然らば、國家は如何にすれば租稅の問題に關して一般的福祉を增進し得るか。國家は多數人の結合行爲形式に對する抽象的名辭にすぎざるものであるが、然かも、立法を通じて他國人にその意思を强制する場合に於ける個人の行爲は特殊の責務を帶びるものである。勿論、課稅に關する國家責務の問題は租稅徵收後に於ける支出の問題とは別に論ぜらるべきである。蓋し支出の場合に於いて、國家は積極的に一般的福祉を增進することが出來るけれども、單なる課稅によつては爾かし得ざること明瞭なるが故である（註九八）。

註九八　Carver, Essays in Socal Justice, pp. 394-395 The Minimum sacrifice theory of Taxation (Political Science Quarterly vol. 19) は前揭論文集最後の章の一部に收めてあるから引用は全部この Essays. に依つた。

彼れは一般的功利の原則より出發して租稅を害惡と考へる。曰く「一般的に謂へば、租稅の徵收は其れ自體に於いて害惡である」（註九九）。斯く租稅は一個の害惡であり、負擔であり、課せられたる犧牲であるから、功利の原則は明らかに斯くの如きものの可及的小なることを要求する。即ち租稅は最小の犧牲を課するが如くに、賦課徵收せられ、收入は最大の利益を與ふるが如くに支出せらるゝ時、最もよく功利の原則に適合することとなるのである（註一〇〇）。

註九九　Carver. Essays. p. 396 Ethical Basis of Distribution (Annals of the American Academy of pol. and Soc. Science vol. VI) p. 95

註一〇〇　Carver, Essays., p. 396

カアヴァによれば、租稅の犧牲には二種ある。一は納稅者に對する直接的犧牲であり、二は產業企業に對する抑壓の間接的結果である。この故に、功利の原則に從つて、租稅の負擔はこれ等害惡の二形態の總和が可及的小なるが如くに配分さるべきである。

抑壓の最小は總べてのものに平等の犧牲を與ふるが如く租稅を配分することによつて確保せられる。即ち抑壓的結果のみを考察するならば、犧牲の平等は最小數の最小害惡を意味するとの結論に達するであらう。併し乍ら、納稅者の犧牲のみを考察するならば、犧牲額の不平等が却つて斯る結

論を生ずるの事實を看るであらう。

富者Bの一弗は貧者Aの一弗よりも效用が小である。故に眞實の犧牲平等はBにより多く課稅することによつて達せられる。從つて、一定の稅額徵收にあたつて、先づ第一所得者の收入より其の次の收入と等しくなる迄租稅を徵收し、遂に差額の全部を徵收するに及んで、この第二の收入が第三のそれを超ゆる額を徵收し、以下順次斯くの如き方法によつて課稅するのが租稅犧牲を最小にする所以である。これを圖表によつて示せば次の如くである。

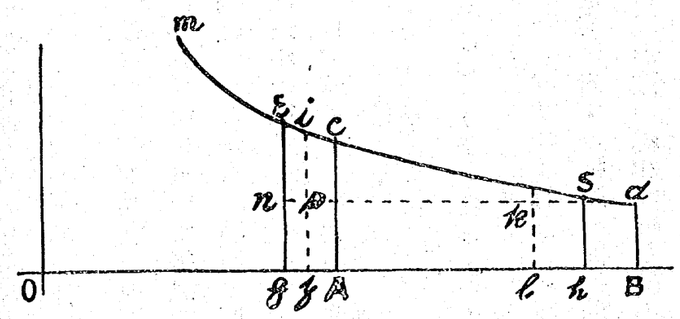

OAはAの收入、OBはBの收入を示す。mdを兩收入の效用曲線とすれば、Aの限界效用はCA、BのそれはdBとなる。hBを以てBに對する課稅。jAを以てAに對する課稅とすれば、ECAfとSdBhとの表面積が等しくなるときに、平等なる犧牲額が得られるであらう。併し乍ら、Bに對する稅額をlhだけ增し、Aに對するそれをfjだけ減少するならば、全體的に看で犧牲は少くなるであらう。即ち、犧牲の平等に非ずして、限界犧牲の平等が全體に於いて最小の犧牲となるのである（註一〇一）。

註一〇一　Carver, Ethical Basis of Distribution, p 96

斯くして、カアヴァは次の如き結論に到達する。――「直接犧牲の最小總量は犧牲の平等によるに非ずして、限界犧牲の平等によつて確保せられる」（註一〇二）と。其の結果は極端なる累進稅論に導れる。最小犧牲は最も低い限界效用を有する數個の收入より全租稅を徵收することによつて確保せられるのである。併し乍ら、斯る極端なる累進稅は產業、企業を壓迫するであらう。即ち第二の間接的影響を顧慮し、直接犧牲に關する考察より生ずる極端なる累進論を緩和し、この二個の犧牲を同時に考察することによつて適當なる累進率を見出すことが出來るのである（註一〇三）。

註一〇二　Carver, Essays, p. 404

註一〇三　Carver, Ethical Basis of Distribution, pp. 97-98

併し乍ら、斯る累進率緩和の問題はカアヴァに於ける基本的課稅原理ではない。其は單に實際上の適用に對する政策的制限にすぎないものであらう。理論上の結論が最小犧牲說たることは前述の通りであつて、又、ミルに對する次の如き批評はこの點を猶ほ明瞭にするであらう。曰く、「ミルは課稅に於ける正義の標準として平等犧牲說を主張したが、直接的犧牲に關する推理を誤つた。疑もなく、欲望並にその充足に關する分析を怠つたが故である」（註一〇四）と。カアヴァに於ける功利主義と效用理論との關係は略〻以上の如くである。

註一〇四　Carver, Essays, p. 403　Ethical Basis of Distribution p. 95 參看

カアヴァと等しく、「純粹功利主義哲學の直接的派生物たる最小犧牲は課稅の最高原理である」

（註一〇五）と稱するものにエッヂヲアスがある。

彼れに從へば、課稅の功利主義的原理は納稅者の感ずる犧牲を負擔配分上の主要要因とする。而してこの犧牲說こそ純理論としての資格を有するものであつて、これより客觀的なる能力說は理論的研究の範圍內に屬せぬものである（註一〇六）。

註一〇五　Edgeworth, Papers relating to Political Economy Vol. II (the pure Theory of Taxation) pp. 106-107

註一〇六　Edgeworth, ibid, p. 100 參看

ベンサムの功利主義哲學がその本質に於いて個別主義を採るにも拘らず、法律の客觀的標準として說かれる場合には全體主義的規範概念となり、且つベンサム自身に於いて、この關係が未だ明確でないことは前述せる如くである。エッヂヲアスも亦この問題に關說する。而して、彼れは結局積分概念としての功利論を以て功利主義哲學の正しき解釋と做す。曰く「取得られる總效用が個々の場合に應じて或ひはより大となり、或ひはより小となるが如き一切分配原理の中に於いて、集合效用が個々の場合に應じて極大となるが如き原理こそ、結局個人的に最大の效用を與ふべき可能性を最も多く有するものである」（註一〇七）と。彼れは、理論を科學的ならしむる爲めに、效用概念に非效用のそれを代置する。即ち彼れによれば、「課稅によつて得られる總純效用が極大となるが如き條件は總非效用が極小なるべき條件に歸着する。この總非效用が極小なるべき條件から、一般に、各納稅者の蒙る限界非效用は同一なるべしとの原則が生ずるのである」（註一〇八）。即ち課稅原理としての限界犧牲均等の法則は其の立論の形式及び結果に於いて完全に功利主義哲學と合致すると謂ふ。

註一〇七　Edgeworth, op. cit., pp. 102-103

註一〇八　Edgeworth, op. cit., p. 103

最小犧牲說に於ける以上の如き基本理論が必然的に累進稅の主張となることは極めて明瞭である。併し乍ら、この累進稅論は、最小犧牲說の特質とは謂へぬ。平等犧牲說を以てしても、亦累進稅を說き得るが故である。前述の如く、ミルは、不幸にして效用概念の分析を怠つたが故に、僅かに生活費免稅額を認めたるのみにして未だ累進稅より脫却し得なかつたけれども、例へばロバアト・マイヤア、コーエン・ステュアアト等の如きは、平等犧牲より出發して、明らかに累進稅の根據を說いて居るのである。然らば、最小犧牲の原理と平等或ひは比例犧牲の原理とは理論上如何に區別さるべきであるか。この問題に就いてエッヂヲアスは斯う謂つて居る。

「最小犧牲說以外に、平等並に比例犧牲の原理がある。これ等二原理の實際的結論を先づ考察し、續いてその理論的證明の討究に移らう。これ等は共に、ベルヌウイの法則に從つて效用は財貨と反比に減少することを前提とする場合がある。この前提よりすれば、平等犧牲の原理からは比例稅論が生じ、比例犧牲の原理よりは累進稅論が導かれる。併し乍ら、この前提は正しくない。效用は收入の增加と共に遞增率を以て減少するからである。觀察せらるゝ對象が、事實上ベルヌウイの法則とは一致せぬであらう。又、極めて大なる收入を示す時のベルヌウイ曲線に就いては猶ほ疑問の余地がある。斯かる場合に於ける此の效用曲線の特質はまだ充分證明せられて居らないのである。第一に、資本還元に關しては何故にベルヌウイの法則以上の速度を以て飽滿點に達しないか。又、何故に繼

續的效用增加量間の比率はベルヌウイの法則に從ふ以上の速度を以て增加しないか。今、收入增加と共に生ずる限界效用の減少がベルヌウイの法則を越えると假定すれば、平等犧牲說も、比例犧牲說も共に累進稅論に到達する。唯だ、その累進率の度に於いて後者が前者より高いと謂ふにすぎぬ。

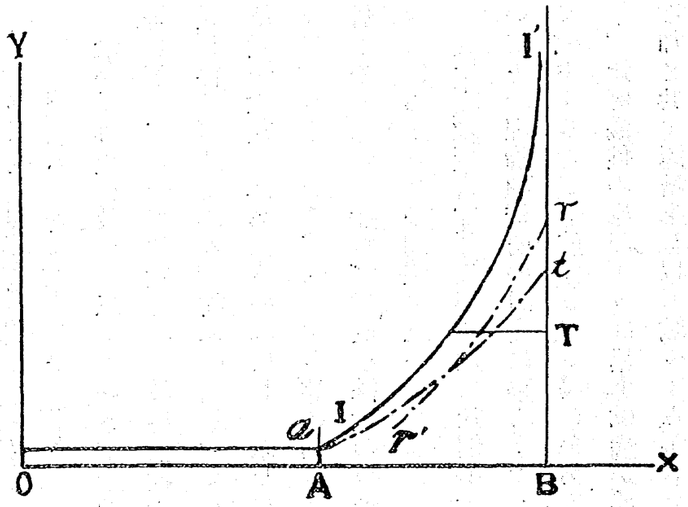

この點に於いて、類似犧牲說たるこの二原理は、非效用の考察によつて限定せらるべき最小犧牲說に類似するであらう」（註一〇九）と。

註一〇九　Edgeworth, op. cit., pp. 107-111

エッヂヲアスはこれ等犧牲說の種々なる類型を次の如き圖表を以て表示して居る

OY軸に沿うて測られたるYは收入の大さ、曲線II′は、Yに對する座標がYよりも小なる收入の數を表はすが如くに描れたるもの（パレエトオの收入曲線論に基く）。OBは收入の總數、Aaは免稅小額を示す。

今最小犧牲の原理を適用せんに、この場合、Bを通る縱軸を設け、この線上の一點Tを通る縱及び橫軸と曲線II′とによつて圍まれる面積が、課稅額に等しい國民所得を表はすが如きT點を求むれば宜いのである。次に、比例稅の原理を適用すれば、同じ縱軸上に次の條件を充たすt點を見出せばよいであらう。即ち、必要なる稅額が、このB點上の縱軸、II′曲線及び縱軸ηが

$$(y-\eta)\times\frac{du}{dy}\div u=C.$$

（uは收入yより得られる總效用額）

なる條件をその總べての點に於いて充たすが如き曲線（ta）とによつて圍れる面積に等しければ宜いのである。最後に平等犧牲の原理を適用すれば、同じ縱軸の上に、租稅の必要額がこの縱軸、曲線II′及び縱軸μが

$$(y-\eta)\times\frac{du}{dy}=C.$$

なる條件を充たす曲線（TT′）によつて圍れる面積に等しい樣にT點を求むればよいのである（註一一〇）。

註一一〇　Edgeworth, op. cit., pp. 111-112

斯くして、我々は類似犧牲說の理論的檢覈に移らねばならぬ。斯說の合理性は、今問題とするところの原理が功利主義の最高原理と如何なる關係に在るかを決定することに依つて立證せられるかも知れぬ。この場合、若しも類似犧牲が直感的正義によつて規定せられるならば、斯かる關係は一個の完全なる自律となる。併し乍ら、功利主義者は斯くの如き imperium in imperio を認容しないであらう。而して、その特質不明なる斯かる類似犧牲說に反對するであらう。比例犧牲說も平等

犠牲説も共に、效用曲線がベルヌウイの法則に從ふ限りに於いてのみ主張し得られる。けれども、前述の如く、斯かる前提は必ずしも正しいとは謂へぬ。然かも、これ等類似犠牲説は、他の見地よりすれば、猶ほ妥當しなくなる。今、若し平等犠牲が限界犠牲均等に等しいとすれば、如何なる條件が非效用の最小を決定するか。前述の如く、ミルは平等並に最小犠牲の原理を共に主張した（前段ミルの平等犠牲説參看）。けれども、その課税改革の主張に於いて、平等犠牲の原理よりも、平等に對する純功利主義的推理法を彼れが使用しなければならなかつたことは明白である（註一一一）。

この他、マカロック、ロバアト・マイヤア、コーエン・ステュアアトに於いても、共に類似犠牲の原理と純功利主義哲學との關係が明瞭でない。事實、この關係に就いて如何なる見解を採らうとも、最大多數の最大幸福なる最高原理より獨立した行爲の範圍は無意義であらう（註一一二）と。

註一一一　この點に於いて、ベンサムはミルよりも常に明瞭である。最大幸福の原理（法律的規範としての）より平等概念を演繹する場合、事實上彼れは微分法を使用するからである（前段「功利主義概觀」參看）。

註一一二　Edgeworth, op. cit., pp. 113-116

斯くの如くエッヂヲアスは課税論が結局功利主義哲學より脱却し得ざることを説いてゐる。而して彼れに從へば、平等犠牲説に代置せられたるこの最小犠牲説はその實際的適用の方面に於いて極めて明確である。彼れは謂ふ――「平等犠牲の代りに最小犠牲を使用することによつて、吾々は、何故にその原理が適用さるべきかの問題より生じた形而上學的雲霧を四散せしめ得るであらう」（註一一三）と。彼れに由れば、以上の問題は、最小犠牲説を以て立法原理としての功利主義哲學より生ずる推論と做すものには無關係である。

註一一三　Edgeworth, op. cit., p. 117

彼れはこの外最小犠牲説が平等犠牲説に勝る所以を次の如く説いて居る。「猶ほ、平等犠牲説はその推論に於いて明確を缺くものである。蓋しある種の結論に到達するためには效用遞減の率に關して何等かの假定を必要とするし、然かも、心理的なあるものと物質的なあるものとの間に精密なる關係を確立することは不可能だからである。併し乍ら、最小犠牲の原理は、其の推論の過程に於いて、效用と財貨との正確なる關係を想定しない。其は單に一般に認められたる效用遞減の事實のみを假定するにすぎぬ。又、平等課税には（本來の意味の）平等と比例なる二形態があり、その爲めに概念の混亂が生ずるのである」（註一一四）。併し乍ら功利主義の原理に基く最小犠牲説は、明らかにこれ等の不明確なる前提、概念の混亂より逃れることが出來る。「即ち功利主義哲學なる導星は絶壁より遠き彼方に輝き、純理論の光りを以てより力强き航路を彩つて居る」（註一一五）。と謂ふのが彼れの結論であつた。

註一一四　Edgeworth, op. cit., p. 117

註一一五　Edgeworth, op. cit., p. 122

エッヂヲアスに由れば、類似犠牲（比例或ひは平等犠牲）の原理より累進課税論を抽出する爲めには、效用遞減法則の外、一般に與へられざる、より以上の素材が必要である。然るに最小犠牲の原理に

於いては、未知の問題を假定するの要がないと謂ふ。

セリグマンは其の著「累進稅」の第二版に於いて以上の說明を註釋し、大略次の如き二個の批判を加へて居る。

第一、平等犧牲說に於いて概念の混亂はない。「經濟學者が平等犧牲と稱するとき、其は比例犧牲の意味である。故に平等犧牲とは比例犧牲を表はす粗雜な方法に過ぎぬ。數學的意義に於ける絕對的平等犧牲を主張したものは、私の知る限りに於いては誰も居ないのである」（註一一六）と。これに對するエッヂヲアスの反批判を述ぶれば斯うである。

「古典的著作に於ける異論ある文章の解釋に關し、その文章が他の意味を有すると稱して著者自身の言を信ぜざるが如き註釋者を私は好まない。而してセリグマンに對する私の反批判は、私自身にとつて大した意義がないことを告白しなければならぬ。蓋し、この問題に於いてセリグマンの採る立脚點は事實上私の主要理論――最小犧牲說に最も有利な立場だからである。若しも、ミルが平等犧牲をセリグマンの稱するが如くに解したならば、彼れは、平等犧牲と最小犧牲との二原理を共に同一口吻を以て說明したであらう」（註一一七）と。筆者も亦エッヂヲアスの斯かる所論に贊意を表するものである。

註一一六　Seligman, Progressive Taxation (2nd ed.) pp. 213-215　Edgeworth, op. cit., p. 236 參看

註一一七　Edgeworth, op. cit., p. 237

第二、セリグマンに從へば、最小犧牲の原理は決して他の主觀論より以上に有效なものではないと。素よりこの批判はウェストンの「正義と犧牲」に從ふものである。ウェストンは數理經濟學者が、正確なる數學的表現を許さぬ原理の上に基礎づけられたる理論を以て滿足してゐるのは、不思議であると謂つてゐる（註一一八）。エッヂヲアスはこれに對して次の如く答へる――「斯かる侮蔑的批評は、最小犧牲說が效用と財貨との何等正確なる關係を假定しないと謂ふ私の說明を基礎とするものである。併し乍ら、この說明は最小犧牲の原理が、數學的推理の特質を棄てると謂ふ意味ではなくて、平等犧牲の原理に必要なる一切の素材を要求しない意味である」（註一一九）と。事實上、エッヂヲアスの最小犧牲說が單に效用遞減の法則を要求するだけであつて、效用遞減率に關する一切の既知數を必要としないことは前述した通りである。

（昭和五年二月十一日稿了）

註一一八　Seligman, op. cit (2nd ed.) p. 293

註一一九　Weston, Justice and Taxation p. 206

註一二〇　Edgeworth, op. cit., p. 239